

ラオス投資ガイドブック

(法務・労務編)

2021

(2021年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が、現地法律事務 One Asia Lao Sole Co., Ltd.と共同で作成し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co., Ltd.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co., Ltd.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1章	ラオスにおける担保制度のポイント	1
第2章	ラオスにおける土地法改正のポイント	5
第3章	ラオス投資奨励法の一部改正について	11
第4章	ラオスにおける社会更生手続きについて	13
第5章	ラオスにおける模造品対策について	15
第6章	ラオスにおける官民連携事業とインフラプロジェクト	17
第7章	ラオスにおける保険業法の改正について	20
第8章	ラオスにおける警備業について	22
第9章	ラオスにおける農薬の登録について	24

第1章 ラオスにおける担保制度のポイント

1. 背景

ラオスには、私人の関係を規律する民法系（例えば、財産法、家族法、契約内外債務法等）の法律が合計 16 個以上存在していました。しかしながら、それらの法律に関して、一貫性がなかったり、整合性が取れていなかったり、法律家の間でも解釈が異なる事項が多くありました。また、社会の変化に伴う様々な社会問題、経済紛争等に対処するための適切な法律を必要としていました。

そこで、2004 年から本格的に民法典制定に向けた研究が日本の支援ではじまり、約 15 年の年月を経て、民法典(以下、「民法」)が 2020 年 5 月 27 日より施行されています。今回、成立した民法には、各法令（契約内外債務法(2008)、家族法(2008)、所有権法(1990)、遺産相続法(2008) および一部の条項（契約執行担保法(2005)、民事の性質を有したその他法令等）を同法典に集約したかたちとなっており、全 9 編、630 条から構成されています。

なお、ラオス法弁護士によると、実務上、民法施行前に締結した契約に生じた紛争に対する判決の根拠は、民法には基づかないとのことですので、ご留意頂く必要があります。

2. 担保権を規定する法令

ラオスにおける担保権については、契約履行担保法に規定されています。民法の施行により、一部の条項は民法の中に集約されましたが、契約履行担保法の効果が継続している箇所も一部あります。今回は、民法に基づくラオスの担保制度について解説します。

3. 物的担保制度について

民法第 521 条によれば、①動産、②不動産、③権利に対して担保設定が可能となっています。

<担保設定可能な動産、不動産、権利一覧表>

対象物	内容	登記の要否
動産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重品 ・ 機械 ・ 乗用車 ・ 倉庫にある商品または生産に使用する原材料 ・ 農作物 ・ 消費財 ・ 契約当事者が合意するその他の動産等 	財務関連機関で登録
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人、法人または組織の土地使用権 ・ (コンドミニウム/アパート) のユニット所有権、構造物、例えば、家、ビル、建物など 	郡の天然資源環境事務所にて登録

	・関連する法律または契約の定めに基づく、賃貸借契約または土地コンセッション契約上の財産	
権利	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛債権 ・譲渡性のある金融証券 ・銀行預金 ・知的財産権 ・契約当事者が合意するその他の権利 	特に定めなし

担保設定契約は、必ず書面である必要があり、主たる契約書に含めても、別途担保契約を作成してもよいと定められています。また、対象契約は、公証役人または村長から認証を受け、かつ、立会人の署名が必要となる点に留意が必要です（民法第 557 条）。契約内外債務法では、少なくとも 3 人に立会人の署名が必要と規定されていましたが、民法では、立会人の人数についての規定は削除されています。

なお、不動産担保は、土地が存在する郡に所在する天然資源環境事務所での登記、動産に対する担保は財務関連機関での登録が必要となります（民法第 562 条）。また、担保契約は、関連する機関にて登記したのちに正式に有効となります（契約履行担保法第 31 条）。担保を有する債権者は、担保を有さないほかの債権者、または、その物に関して自己より後に担保を有した債権者に先んじて、優先的に弁済を受けることができると規定されています（民法第 524 条）。

4. 人的担保制度について

民法第 558 条によれば、保証契約は、合意に従い保証人の責任範囲等の設定が可能と規定されています。ただし、保証人は元本のみを返済する義務を負っています。民法第 559 条では、保証人を複数設定する共同保証制度が定められています。連帯保証に関しては、内容を確認する限り、タイやカンボジアで設定されているような特殊な制限や規制¹は特になく、自由に設定可能と解釈できます。

5. 信用保証会社について

担保制度と関連して、2020 年 12 月 21 日付けで信用保証会社に関する合意（以下、「本合意」）が中央銀行から発行されています。

（1）法律上の定義

本合意第 3 条によれば、信用保証会社が提供するサービスとは、「債務者が債権者に対して契約に基づいて債務が履行できなくなった場合、債務者に代わって清算することを保証するために債権者に対して信用保証書を発行することにより、債務者の義務を保証するサービス」と定義されます。

（2）会社設立について

¹ タイの場合、そもそも個人の連帯保証が無効、カンボジアの場合、連帯保証人に連帯保証額を手書きで記載させないと無効など。

信用保証業者に関する許可取得要件は次のとおりとなっています。

(ア) 登録資本金最低登録資本金は、1,000 億キープ（約 1,000 万米ドル）以上と規定されています。現物出資は許容されていますが、登録資本金額の 25%を超えることはできません（財産評価会社による評価額を基準として判断）。また、登録資本金は、ラオス中央銀行の口座に預金する必要があります（第 12 条）。

(イ) 取締役会

取締役会は、議長、副議長、役員（取締役）より構成されます。役員は 5 人以上、7 人以下と規定されています。役員の中から、マネージング・ダイレクター（MD）および副 MD を選出する必要があります。なお、MD は取締役会の議長、副議長になることはできません。なお、任期は 3 年間で、再任も可能となっています（第 18 条）。

(ウ) 取締役会監督委員会およびリスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、取締役会の役員から 3 人選出され、その中の一人は取締役会監督委員会の委員長である必要があります（第 20 条、第 21 条）。

(3) 事業許可取得要件

本合意第 7 条によれば、信用保証会社を設立しようとする者は、商工省、都・県商工局等で企業登録を行った後、ラオス中央銀行金融機関管理局（以下、「金融局」）より事業許可書を取得する必要があります。事業許可取得に必要な書類の中には、FS をはじめ多くの書類を要求されますが、すべてラオス語で作成する必要があります。

また、合弁契約書・株主間契約書、定款は、公証役場または登録機関で認証・登録済みであること、外国語からラオス語へ翻訳した文書については、公証役場または翻訳会社からの認証があることが求められています（第 8 条）。

なお、金融局は、完全に揃った書類を受理後、30 日以内に審査結果を通知します。金融局は書類の審査と同時に、株主としての以下の要件を満たしているかどうかについても審査します（第 9 条）。

<株主が法人の場合（第 10 条）>

- (ア) 利益が継続して 3 年以上出ているビジネスおよび累積赤字でないこと
- (イ) 財政状況が安定していること
- (ウ) 自身の会社の株主構成が明確であること
- (エ) マネーロンダリングまたはテロ資金供与に関わるブラックリストに登録されていないこと

<株主が個人の場合>

- (ア) 資金源が十分かつ明確であること
- (イ) 大株主（10%以上保有）の場合、適切な資格と実務経験を有していること
- (ウ) 刑事事件に関する犯罪歴（横領、詐欺等）がないこと
- (エ) マネーロンダリングまたはテロ資金供与に関わるブラックリストに登録されていないこと

(4) 事業内容

信用保証会社は、保証業務のほかに、ラオス中央銀行および関連する機関より許可を得た別の事業を行うことが可能です（第 25 条）。

信用保証会社は、個人に対しては、登録資本金額の最大 15%、信用運用資金の最大 80%を保証範囲とすることが定められています。他方、グループに対しては、登録資本金額の最大 20%までが保証範囲となっています。

また、保証額総額は、登録資本金の最大 15 倍までと規定されています（第 26 条）。

(5) 罰則規定

本合意の規定に違反した場合、2 回目の警告と同時に 200 万キープから 2,000 万キープまたは 1 日 100 万キープの罰金が科せられます。3 回目の警告の後、是正されない場合は、180 日間の事業停止または会社役員の除名等を中央銀行より命じられます。それでも、改善されない場合は、最終的には事業許可証のはく奪および会社の清算が命じられる可能性があります（第 49 条）。

第2章 ラオスにおける土地法改正のポイント

1. 背景

ラオスにおける土地法は1997年に成立していますが、その後、2003年に一部改正されています。近年、外国企業によるラオスへの投資が増加する一方で、ラオス国内での紛争が増加しています。ラオス裁判所のデータによると、事件数は2017年23,690件から2018年26,809件に増加しました。その中でも、不動産に関連する紛争が増加傾向にあり、特に不動産開発事業者の開発プロジェクトが途中で頓挫するなど、不動産やコンドミニアム等の購入者に対する損害が生じるような事象が社会問題化しています。

このような背景から、土地法の改正は喫緊の課題でありました。約6年の月日をかけて改正に取り組んでいましたが、ついに2019年6月21日に国会にて承認され、2020年8月12日に官報に掲載され、15日後に施行しています。今回の改正においては、2020年5月に施行された民法典（特に所有権、地役権、地上権、担保権）と整合性を取ることも改正の目的の一つとなっています。

改正土地法は、全188条から構成され、その半数以上が新規条文となり、画期的な内容となっています。そのため、外国人投資家にも大きな影響が生じると考えています。ただし、いくつかの改正内容については、意味が曖昧である、趣旨が不明確であるといったものも散見されますので、今後の運用により、実務との乖離が生じて、その調整をどのようにすべきかという問題が生じることが予想されます。

本章では、改正の中でも主に外国投資や外国企業に影響を与えうる外国人や外国法人による土地のリース規制、外国人の土地使用权の利用やコンドミニアムに関する新規の規制等を中心に解説します。

2. 土地の定義

改正土地法第3条は「ラオス人民民主共和国の土地は、国家が所有権を有し、政府が代理となり統一的に管理する」としており、ラオス国籍者、外国人、内国法人、外国法人、団体は、何人も土地を所有することができません。

この点、ラオス国籍者は土地権原証書を伴う土地使用权（保護権、利用権、用益権、譲渡権および相続権をその内容とする。）を取得することが可能となっています。他方、外国人は土地使用权をリース契約、コンセッション契約に基づいて賃借することができるに留まります。

3. 外国人の土地使用权のリース期間について

下記（改正前）の表のとおり、旧法においては「外国人（※脚注を参照）」でも、いわゆる投資目的でラオスに住んでいる外国人は、ほかの「外国人」とは異なる土地のリース期間が設定されていました。今回の改正により、下記（改正前）の表の灰色の部分が削除され、すべての「外国人」が同じ条件に統一されています。また、2018年に投資奨励法が改正され、コンセッションの期間が99年から50年に短縮されたこともあり、その整合性を取るために、政府から土地をコンセッションして開発する経済特別区域の場合には、75年から50年に改正されています（第118条、第120条）。

なお、政府が分配する土地に限って、外国人（法人）であっても、期限付きで当該土地の使用権を購入することが可能とされています（第 131 条）。

<改正前>

賃貸人	借借人	制限
ラオス政府 ※削除	外国人居住者 ² もしくは無国籍者 ³ 、または、それらによる団体	30 年を超えない範囲で、活動の方式・規模・条件に応じて設定可能。 なお、政府の承認に基づいて延長可能。
ラオス国民 ※削除	外国人居住者 ² もしくは無国籍者 ³ 、または、それらによる団体	20 年を超えない範囲で設定可能。 なお、当該土地を所轄する県または首都の役所の承認の下、契約者双方の合意に基づき延長が可能。
ラオス政府	ラオス人民民主共和国内において投資を行う外国人	50 年を超えない範囲で、活動やプロジェクトの方式・規模・条件に応じて設定可能。 なお、政府との合意に基づいて延長が可能。
ラオス国民	外国人	30 年を超えない範囲で、活動やプロジェクトの方式・規模・条件に応じて設定可能。 なお、県または首都の役所の申請によって、天然資源環境省土地管理局の承認が得られれば、契約者双方の合意に基づいて延長が可能。
経済特定区域および経済特別区域 ※削除		土地の賃借や免許権取得は 75 年を超えない範囲で設定可能。 なお、国民議会の承認に基づいて延長が可能。

<改正後>

賃貸人	借借人	制限
ラオス政府 (土地コンセプションを含む)	外国人居住者、無国籍者、外国人 ⁴ 、外国籍のラオス人または、それらによる団体	50 年を超えない範囲で、活動の方式・規模・条件に応じて設定可能。 なお、プロジェクト/活動の評価および政府または地方行政機関の承認のもと、政府または国民議会の合意に従い延長可能（120 条）。 賃借者に対して政府土地権原証書発行される（119 条）。
ラオス国民	外国人居住者、無国籍者、外国人、外国籍のラオス人およびそれらによる団体	30 年を超えない範囲で設定可能。 なお、地方行政機関、天然資源環境課の合意のもと、村役場および公証役場、土地を管轄する郡の天然資源環境事務所の認証を得られれば、賃貸期間を延長することが可能（117 条）。

² ラオス国籍以外の国籍を保有し、ラオス国内に居を構えて長期的に滞在している外国人

³ ラオス領土内に暮らしている国籍を持たない外国人

⁴ ラオス国籍以外の国籍を保有し、ある任務のため、契約に基づき、もしくは期限付きで、一時的ないし長期的に滞在している外国人

ラオス政府	各国の大使館や国際機関	99年を超えない範囲で、政府同士、ラオス政府と国際機関の合意に基づいて設定可能。 なお、外務省からの要請に基づき、天然資源環境省および関連する地方行政機関との協議により延長可能(120条)。
-------	-------------	--

4. コンドミニアムに関する規定

ラオスでは、建物を登記する制度が存在せず、土地権原証書には、建物の存在が記載されることもありません。このような状況において、コンドミニアムの開発や建設などが続いているようですが、今までコンドミニアム開発や区分所有権に関する規定は存在していませんでした。今回、改正土地法第4条29項において、「コンドミニアム」の概念がラオスにおいて、はじめて定義されています。その定義は「事業者がコンドミニアム建設用地として政府に対象の土地を登録し、政府よりコンドミニアム建設許可が得られた複数の部屋を有する高層の建築物」とし、その登記および購入に関して、下記のとおり定めています。

(1) コンドミニアム事業者の要件

コンドミニアムを建設しようとする国内外の事業者（以下、「ディベロッパー」）は、以下の許可証を関連する省庁より取得する必要があると規定されています。

- (ア) コンドミニアム業事業許可（許可取得先：計画投資省ワンストップサービス）
- (イ) 建設許可（許可取得先：公共事業運輸局）
- (ウ) コンドミニアム建設用地の土地の登録（許可取得先：県レベルの天然資源環境課）

上記以外については、その他周辺国で見られるようなエスクロー規制やコンドミニアム開発事業者に対する詳細かつ厳格な要件は確認できていません。また、上記（ウ）の建設用地の登録に関しては、県レベルの天然資源環境課は、申請書を受理後、10営業日以内に完了しなければならないと規定されています（第108条）。建設用地が政府より分配された土地である、または個人や法人からリースした土地である場合、登録上の名義は、賃貸人の保持する土地権原証書の保有者の名義となり、ディベロッパーの名称では、登録できないため、留意が必要となっています（第108条）。

(2) コンドミニアムの土地の使用権およびユニットの所有権

今回の改正において、ラオスにおいてはじめて、いわゆる区分所有権に関する規定が第132条に定められています。ポイントとしては、ラオス国籍者がコンドミニアムの専有部分を購入した場合、当該購入者はコンドミニアムの敷地面積に対する当該専有部分の面積の割合に応じた当該敷地の土地所有権（以下、「敷地利用権」）およびその専有部分の所有権を取得することができます。

一方、外国人や外国法人が購入した場合、専有部分の所有権を取得するのみで、上記の敷地利用権は、外国人に対して付与されないと規定されており、注意が必要です。

つまり、外国人は、敷地利用権を取得することができないため、コンドミニアムが滅失等した場合において、どのような処理となるのかなど、別途検討が必要となります。また管理組合の設置等についても言及がないため、今後の細則の整備等の動向に注視が必要です。

なお、コンドミニアムのユニット所有者は、天然資源環境課において、所有権の登録を行うこととなります。しかしながら、改正土地法上では、具体的な所有権の登録方法は規定されていません。ビエンチャン都天然資源環境局（Vientiane Capital, Department of Natural Resource and Environment（以下、「DONRE」）土地管理課、登記・評価部長にヒアリングした結果、以下のとおり回答を得ています。

登録方法に関しては、コンドミニアムの開発者とコンドミニアムのユニット購入者が一緒に、コンドミニアムが所在している郡の天然資源環境事務所へ行き、そこで登録申請書を購入します（DONREでも購入可能）。申請書に記入後、土地権原証書およびユニット売買契約書と一緒に提出します。郡の同事務所では、手数料などを支払います。郡での手続きが完了後、DONREへ行き、郡で受理された書類一式を提出します。DONREでの手続きが終了すると、土地権原証書の裏面にコンドミニアムのユニットの所有権に関する情報が記載されます。所有権証明証のようなものが、別途発行されるような仕組みではないとのこと。従いまして、コンドミニアムのユニット購入者は、土地権原証書のコピーを保有することが重要となります。

5. 土地権原証書の発行について

不動産へ投資する際に重要となる土地権原証書については、今までは県レベルの土地管理局より発行されていましたが、今後は手続きの迅速化を図るため、土地が存在する場所により近い管理組織である郡レベルの天然資源環境事務所より発行されることになっています（第170条）。

また、コンピューター上で管理された国家土地データベースに一般市民がアクセスできるシステムを導入することが規定されています（第91条）。

なお、投資家やディベロッパーが、旧土地法を準拠として土地に関する契約を政府と締結している場合、その契約期間が満了するまで、これまでの条件で契約を継続することができます（第188条）。

6. 土地登記書および土地権原証書の様式について

改正土地法第97条および第99条において「土地登記書、土地権原証書の印字内容の詳細については、天然資源環境省が決定する」と規定されており、今回、同省は、全国統一した内容で管理するために、「土地登記書および土地権原証書の印字内容および書式に関する大臣合意（以下、「本合意」）」を2021年2月19日付で発行しています。

本合意においては、政府の土地および法人・個人が所有する土地の権利を証明する土地登記書および土地権原証書の様式・記載内容が規定されています。本合意施行後に発行される土地登記書と土地権原証書は、これまでと少し様式が異なりますので、ご留意下さい。以下、概略を解説します。

7. 土地登記書および土地権原証書の定義

本合意第 2 条に以下のとおり、「土地登記書」と「土地権原証書 (ໃບຕາດິນ : バイターディン)」が定義されています。土地権原証書は、日本でいう地券にあたるものです。

(1) 土地登記書 (以下、「登記書」)

登記書とは、「土地権原証書発行登録の情報を記載したもの。郡の天然資源環境事務所所長の署名および印鑑が押される。」とあります。

(2) 土地権原証書 (以下、「権原証書」)

権原証書とは、「登記書から正しく複写された、土地使用权を証明する唯一の証拠書類。原本を土地使用权の保有者へ渡し、法律が定める条件に応じて内容に変更があるまで長期的に使用される。」とあります。

また、権原証書は、政府土地権原証書と個人・法人土地権原証書の 2 種類があります。

なお、政府の土地を借用した (コンセッション)、または政府が分配する土地の土地使用权を期限付きで購入した場合に発行される登記書および権原証書は、郡ではなく、県・ビエンチャン都の天然資源環境課長の署名と印鑑が押され、「天然資源環境省」の文字が入ります。

8. 土地登記書と権原証書の内容

本合意第 3 条と第 4 条において、登記書と権原証書の内容について、政府の土地と個人・法人の土地それぞれについて、以下の表のとおり、定められています。

なお、登記書と権原証書の記載内容は全く同じ内容となっております。法律上、権原証書は、原本の 1 枚しか存在しないことになっているため (改正土地法第 99 条)、運用上も、土地の登記実施機関は、権原証書の複写は保管していません。従って、第三者の土地の情報を当局に問い合わせた場合、登記書のコピーが提供されることとなります。

<登記書と権原証書の様式・記載内容>

形式・様式	政府	個人・法人
サイズ	A4 (210×297 mm) ※これまでのものより、縦の長さが短くなります。	A4 (210×297 mm) ※これまでのものより、縦の長さが短くなります。
表面の色	白+薄い青の模様	象牙色 + 薄い緑の模様
表面の外観	国家のシンボル、薄いオレンジ色で書かれたラオスの地図(中心)、北上向き方位マークなど	国家のシンボル、薄い緑色で書かれたラオスの地図(中心)、北上向き方位マーク等
枠の色	黄色の模様に赤の枠	赤色の模様に黄色の枠
印字事項 (表面)	<ul style="list-style-type: none"> ・四隅に「土地局」の文字と左右に土地ロゴマーク ・県・ビエンチャン都の天然資源環境課/郡の天然資源環境事務所 ・土地登記書番号 ・発行回数番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・四隅に「土地局」の文字と左右に土地ロゴマーク ・県・ビエンチャン都の天然資源環境課/郡の天然資源環境事務所 ・土地登記書番号 ・発行回数番号

	<ul style="list-style-type: none"> ・バーコード ・土地区画の位置コード ・土地の所在地（県/都、郡、村、番地） ・発行先 ・土地使用権の取得手段 ・使用目的 ・土地の分類、区画 ・土地登記書台帳情報 ・土地番号、土地面積、縮尺 ・土地の図面 ・発行年月日、発行場所 ・県、ビエンチャン都天然資源課課長の署名と印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ・バーコード ・土地区画の位置コード ・土地の所在地（県/都、郡、村、番地） ・発行先 ・土地使用権所有者の生年月日、国籍、職業、現住所 ・配偶者の氏名、生年月日、国籍、職業 ・土地使用権の取得手段 ・土地使用権所有者の地位⁵ ・土地の分類、区画 ・土地登記書台帳情報 ・土地番号、土地面積、縮尺 ・土地の図面 ・発行年月日、発行場所 ・郡の天然資源環境事務所所長の署名と印鑑
裏面	<p>記載なし</p> <p>※ただし、政府の土地を借用した（コンセッション）、または政府が分配する土地の土地使用権を期限付きで購入した場合に発行される登記書および権原証書には、土地使用権の変動記録表が印刷されます。</p>	<p>土地使用権の変動記録表</p> <p>※当該土地の所有者の移転経過を記録、例えば、担保権設定、抵当権設定情報など</p>

9. コンドミニアム建設地の権原証書について

コンドミニアムを建設する土地に対する登記書および権原証書の内容も上記8と同じ内容のものとなりますが、書面の右上には「天然資源環境省」という文字が入り、県・ビエンチャン都天然資源課課長が署名捺印します（合意第4条）。

⁵ 婚姻前から有する財産、夫婦共同財産、共同土地使用権のいずれかが記載されます。

第3章 ラオス投資奨励法の一部改正について

1. 経緯

現行の投資奨励法は、2017年4月に改正されました。今回の改正は、第12条（関税および付加価値税法の優遇措置）のみが改正されています。改正の理由は、2018年に改正された付加価値税法やその他関連する法令との整合性を図るためとされています。

2. 第12条の改正点

下記の表は、改正前と改正後の書き方の違いを比較しています。特に太文字の箇所が改正されている箇所および規定が追加された箇所となっています。

改正前	改正後
第12条 関税および付加価値税上の優遇措置	第12条 関税および 諸税 上の優遇措置
投資家は、 法人税上の優遇 の他にも、関税や付加価値税上の以下の優遇を受けることができる。	投資家は、 投資奨励法第9条 （セクター別による奨励優遇）、 11条 （セクターおよび地区による法人税上の優遇）および付加価値税法第12条（非課税取引）における優遇措置のほかにも、関税や諸税上の以下の優遇を受けることができる。
1. 国内で調達または生産することができない固定資産となる機械や生産に直接使用される重機車両の輸入について 関税の免除 および付加価値税については 0%課税 とする。 他方、化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などの輸入は関係法に従う。 重機車両の一時的輸入については関税法に従う。	1. 国内で調達または生産することができない固定資産となる機械や生産に直接使用される重機車両の輸入について 関税および付加価値税を非課税 とする。 他方、化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などの輸入は関係法に従う。 重機車両の一時的輸入については関税法に従う。
2. 輸出のための生産に使用する原料、機器、部品の輸入は輸入時の関税徴収を一次免除し、輸出時に関税を免税する。また付加価値税を 0%課税 とする。	2. 輸出のための生産に使用する原料、 鉱物 、機器および部品の輸入は、 輸入時の関税を免税 、付加価値税を非課税とし、生産品を輸出しなかった場合は、関連する法令に従い 関税と各種税金 を徴収する。
3. 輸出のための完成品や半完成品の製造のための非天然資源由来の国内原料の使用については、付加価値税を 0%課税 とする。	3. 輸出のための完成品や半完成品の製造のための国内原料の使用については、付加価値税を非課税とする。 鉱物由来原料や鉱物性生産品 については、 関連法令 に従う。
政府は、輸出のための半完成品リストを規定する。	政府は、輸出のための半完成品リストを規定する。

3. まとめ

上記の表の改正前後を比較すると、改正前は「付加価値税を 0%課税とする」と書かれていました。すなわち、売り上げ VAT から仕入れ VAT を控除できる表現となっていました。しかしながら、これらの項目は、付加価値税法では「非課税取引」として規定されており、売り上げ VAT から控除できないため、矛盾が生じていました。そこで、今回の改正では、付加価値税法と整合性を図るために、「0%課税」から「非課税」という表現に統一しています。

第4章 ラオスにおける社会更生手続きについて

ラオスにおける会社更生については、1994年の破産法において、債権者または債務者が破産申し立てを行った後に、裁判所に対し提案する三つの選択肢（①会社更生手続き、②事業売却手続き、③破産清算手続き）の中の一つとして規定されていました。今回の改正により、債務者などが会社更生申し立て⁶を行うことが可能となったため、法令名も「会社更生および破産法」と改題され（以下、「改正破産法」）、2020年5月25日に官報に掲載、15日後に施行されています。なお、同法は、商業銀行、預金型マイクロファイナンス金融機関および保険会社については、適用の対象範囲外となっています。

1. 会社更生手続きの申し立てについて

会社更生を、裁判所に対して申し立てるための資格を有する主体は、次のとおりです。

(ア) 財政面において窮地の状態に直面しており、支払いの期限が到来した債務を返済することができない企業、または破産の状態にはまだ陥っていないものの、近い将来、財政面において窮地の状態に直面し、債務を返済することができないことが予測される企業

(イ) 上記(ア)の状況にある企業が、会社更生および破産の申し立てを行っていない場合、その企業の議決権を行使することができる株主で、全決議権の最低20%以上を有する株主の代表

(ウ) 財政面において困難な状況にあり、債務返済不能に陥った組合の組合員。当該組合員は、全組合員の5分の1を代表すること

なお、債権者、労働者、労働組合等から裁判所に通じて、破産申し立てを受けた企業は、答弁書の中で、会社更生の請求を行うことが可能となっています（改正破産法第8条）。

また、会社更生の申し立てを受けた人民地方裁判所（各県+ビエンチャン都に1カ所）の商事部は、ただちに申し立ての審理を行う必要があると規定しています⁷。

2. 更生開始決定

裁判所は、申立書を受理後、5日以内に、債権者および債務者に対し、債務に関する証拠書類などを提出するよう通知します。裁判所からの通知を受理後、15日以内に、債権者と債務者は、債権整理に必要な書類を提出する必要があります。裁判官が、これらの書類を受理して、15日以内に検討し、会社更生を実行する合理的な理由があると判断した場合、申し立てを受理し、会社更生の開始決定を行います（改正破産法第17条）。

その場合、債務者保護の観点から、債権者、契約締結者およびその他関係者は、裁判所の許可なく、債務者または債務者の財産に対して、過去に実施してきたもの、今後実施されるものも含め訴訟手続き、財産の占有、押収などの法的な行為は停止する必要があります（改正破産法第18条、いわゆる Automatic Stay といわれる措置となります。）。

⁶ 直訳は「請求」「申立」等であるが、2012年民事訴訟法改正によって訴えに併存するものとして新たに導入された裁判申立類型を指している。「紛争になっていない」と定義していることから（民事訴訟法第3条2号）、形式的観点から当事者が対立する手続き形態をとらない。但し、訴訟構造上、一般的な手続に対する特殊の手続であることや、その定義において日本などにおける非訟手続に近い面がある。（ラオス民事訴訟法日本語訳脚注より引用）。

⁷ ラオスは三審制ですが、会社更生・破産に関する訴訟の場合は、二審制となります。

3. 管財人の選任

会社更生開始後、裁判所は、管財人名簿に基づき、管財人を選任します。1 回目の債権者集会において管財人が承認されたのち、管財人は、債務者および債権者の要請により、更生計画を作成します。

4. 更生計画案の作成・提出

債権者集会において決議された会社更生に関する決議書を裁判所が承認後、90 日以内に、債務者および/または管財人は、更生計画案を裁判所および、債権者集会に提出する必要があります（改正破産法第 47 条）。更生計画の実施期間は、3 年を超えない範囲で実行されます（改正破産法第 53 条）。

5. 更生計画案の承認

更生計画案は、債権者集会において承認されなければなりません（改正破産法第 49 条）。その承認の要件は、次のとおりとなっています。

(ア) 総債権額の 3 分の 2 以上を有する債権者または債権者代理人の過半数以上の賛成

(イ) 賛成者の中には、有担保債権者と無担保債権者の両方がいること

なお、債権者集会において承認後、その結果を裁判所に報告し、裁判所は、その内容を承認した後、会社更生計画実施命令を通知します（改正破産法第 50 条）。

6. 会社更生手続きの終了

裁判所は、申し立てした会社が、更生計画実施期間終了までに、更生計画の実施がされたと判断した場合は、会社更生手続きの終了を決定し、同時に管財人の任務も終了します。他方、更生計画実施期間中に、会社更生計画の実施が不完全と判断された場合、破産または、債権者、管財人に要請により、会社更生計画の修正または継続を宣告します（改正破産法第 57 条）。

ただし、更生期間中において、裁判所が再生できないと判断した場合は、いつでも破産宣告を行うことができます（改正破産法第 57 条）。

なお、中小規模・零細企業に関する会社更生についても、同法の中で別途規定されています（改正破産法第 58 条から 74 条）。

第5章 ラオスにおける模造品対策について

ラオスは、自国で生産可能な物品等が少なく、日用品をはじめ、食品、電気機器、バイク、車、建設資材等に至るまで、多くの商品が隣国のタイ、ベトナム、中国などから輸入されています。特に、模造品であっても、廉価なため購入することに抵抗を感じる人は、あまり多くはありません。他方、数年前、ラオスにおいて大手企業の飲料メーカーの模造品がラオス国内に出回り、模倣品を取り扱う業者に対して、知的財産権の侵害に基づき刑罰が科せられた事例も出てきています。こうした知的財産分野の法整備は、今後日系企業のラオスでの事業展開や事業進出において、重要な課題となっています。

なお、これまでは、科学技術省の中の知的財産局（Intellectual Property Department）が商標の登録から模造品対策などを担当していましたが、2021年2月25日付の党中央政治局からの合意により、科学技術省が解体され、その結果、知的財産局は、商工業省の管轄に再編されました。再編によって、以下で説明する調停的措置と行政的措置の主体が商工業省に統一されることで、これまでよりも、迅速な対応が期待されます。

1. 模造品防止に関する法律

模造品の流通禁止に関する法令は、次のような法律が存在しています。

(1) 2010年6月30日付 消費者保護法（第02号/国会）

※商工業省の消費者保護に対する責任や消費者保護の観点から商工業省の権能について規定しています。

(2) 2017年5月17日付 刑法典（第26号/国会）

※知的財産権に関連して他人に損害を与えた者に対する禁固刑/罰金刑等が明示されています。

※模倣品等を製造、販売した者に対する禁固刑/罰金刑等が明示されています。

(3) 2017年11月15日付 知的財産法（第38号/国会）

※商標権を侵害する商品を販売し、広告または輸入または輸出する行為を規制しています。

(4) 2018年12月6日付 民法典（第55号/国会）

※不法行為に関する一般規定が規定されています。

2. 模造品の被害に遭った場合の救済措置の方法について

ラオスにおける模倣品対策の対応については、調停的措置、行政的措置と法的措置の三つの方法が存在しています。ラオスの実務においては、まずは調停的な措置を取った上で、改善されない場合に行政措置を取り、それでも解決しない場合に法的措置を取ることが一般的です。

	調停的措置	行政的措置
実施内容	模造品販売者と直接面談、和解交渉を行う。	実施当局が迅速に模造品を押収。
実施機関	・ 村役場（村長） ・ 商工業省（郡レベル）	・ 商工業省知的財産局（IPD） ・ 治安維持省
メリット	・ 実施が容易 ・ 低コスト	・ 特別対策チームが編成される。 （警察、財務省などがメンバー）

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な措置であるため、一定の期間が過ぎると模造品の被害が繰り返される傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織構築に 1～3 カ月程度の時間がかかる。 ・高コスト
-------	--	--

3. 調停的措置と実施行政機関

調停的措置については、①村役場による調停、②商工業省による調停、指導があります。①については、村長に要請書を提出し、村長を調停人として、村役場で当事者による交渉の場を設けることができます。しかしながら、実際には、模造品販売業者は、警告を無視して、村長が招集する会議に参加しないことが多くあります。②商工業省（以下、「MOIC」）による調停や指導は、MOIC内の国内貿易局に通知することになります。彼らの機能は、消費者を模造品被害から保護することが主な役割となりますので、模造品の販売を停止させるなど、違反業者に対する指導等を行います。

4. 行政的措置/法的措置と実施行政機関

知的財産法に基づき、IPD が監督行政機関となり、治安維持省（警察）、財務省、および関連する当局をメンバーとした、特別な対策チームが編成されます。同チームは、警察もメンバーに入っているため、模造品をただちに差し押え、場合によっては現行犯逮捕も可能です。このような措置をとることで、ほかの模造品販売店への警告となる効果があります。ただし、チームの組織化にかかる費用はすべて、依頼者が負担する必要があり、相当の費用と時間がかかるため、実際に利用されるケースは多くありません。

また、知的財産法に基づき、民事訴訟と刑事訴訟の両方を行うことができます。実務上は、刑事事件として警察の捜査と同時に、不法行為法に基づく民事事件として損害賠償を請求することが一般的です。なお、上記3または4の措置を経ない場合、裁判所が訴状自体を受理しないことが多いため、留意が必要です。また、原告が警察に被害届を提出する等の刑事告訴も可能ですが、過去の経験上、相当の時間を要します。

5. その他（税関による水際措置）

その他知的財産法に基づき、模造品を輸入販売している会社に対して、明確な証拠がある場合、税関が模造品の輸入を一時的に差し止めることが可能となっています。過去、何件か水際措置に関する事例が存在しております。

第6章 ラオスにおける官民連携事業とインフラプロジェクト

1. 背景

ラオスにおける官民連携プロジェクト（Public Private Partnership、以下、「PPP 事業」）は、法整備等が十分に整備されないまま実行されてきました。

2020年12月末に開通したビエンチャンーバンビエン間（440 km）のラオス発となる高速道路は、中国企業 95%、ラオス政府 5%が投資する、50年間のコンセッション事業であり、BOT（Build Operate Transfer）方式によるインフラプロジェクトとなっています。また、医療分野においては、「早期診断・治療による疾病予防」という国が掲げる目標を達成するために、国営の製薬会社と民間企業との連携が重要であるとしている一方で、保健省副大臣は、医療保健分野における、PPP 事業の法的な枠組みや立て付けが明確でないため、PPP 事業の推進のための法整備の拡充が必要だと述べています。

以上のように、ラオスの新聞や経済ニュース等では、最近、PPP という言葉を目にすることが多くなっており、ラオス政府は、国家の予算では対応が難しい分野や人材が乏しく、高度な技術を必要とする分野において、積極的に（外国企業を含む）民間企業との連携を推進すること推奨しています。

2015年頃からアジア開発銀行の支援のもと、検討が始まった PPP 法ですが、ようやく 2021年1月13日に官報に掲載、掲載後15日後に「官民連携等に関する首相令（以下、「本首相令」）」として施行されています。

以下で紹介する PPP の定義や政府の方針から、ラオス政府の PPP 事業における具体的な重点分野や産業が明らかになったと言えます。

2. PPP の定義

本首相令第2条によれば、PPP 事業とは、「一定の期間において、PPP 契約のもと実施される政府と民間の連携事業、または、民間が政府のプロジェクトに全投資する事業(民間による直接投資)をいう。例えば、新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス関連事業、その他、観光、農業、エネルギー、鉱山等の開発事業」と定義しています。

3. PPP 事業に関する政府の方針

PPP 事業の推進に必要な恩典付与の可能性について本首相令第4条で言及しています。政府は、連携する国内外の民間企業を積極的に支援する方針としており、例えば、関税、税金、労働力、土地使用権、資金源、条件や環境の整備等についても、特別な措置を講じる可能性があるとして規定しています。

4. PPP 事業の承認機関について

本首相令第28条において、案件別による監督・承認機関が定められています。下記に記載されている案件は、一例となっており、これら以外の案件については、既存の法令等と鑑みて、

最終的な監督承認機関が決定されますが、承認に関する一定の基準を示したことは評価できるといえます。

1) 国民議会の承認が必要な案件

- ・ 事業規模が3億米ドルを超える案件
- ・ 政府の出資額が200億キープ（約200万米ドル）以上
- ・ 原子力発電所の建設案件
- ・ 国の保護林および保全林に影響する案件
- ・ 自然環境に大きな影響を与える案件（自然の水循環経路への影響、500家族以上の住民移転、1万ha以上の土地コンセッション事業など）
- ・ 特別な措置が必要な案件

2) 県レベルの国民議会の決議が必要な案件

- ・ 政府の出資額が200億キープ以下の案件
- ・ 100ha以下の荒廃林地に影響する案件
- ・ 1事業につき30～200haの不毛林地に影響する案件
- ・ 150ha以下の荒廃林地を最大30年間、リースまたはコンセッションする案件
- ・ 自然環境に影響する案件

3) 政府が承認する案件

- ・ 政府が出資しない案件
- ・ 国の保護林および保全林に影響しない案件
- ・ 自然環境に大きな影響を与えない案件および500家族以下の住民移転など
- ・ 事業規模が3億米ドルを超えない案件

5. 水力発電プロジェクトについて

「東南アジアのバッテリー」を目指しているラオスにとっては、ラオス国内の貧困削減というスローガンに基づき、水力発電を使用した、外資主導による近隣諸国への送電事業を推進しています。上記4の国民議会の承認を必要とする案件の中で、水力発電事業は、自然環境に大きな影響を与えうる案件としてあげられます。

エネルギー・鉱山省は、今後も増加することが予想される水力発電事業に関して、その実施手順を明文化するために、2020年10月9日付で「水力発電事業実施における標準手続きに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を発行しました。2020年11月3日に官報に掲載、15日後に施行されています。同ガイドラインは、376ページにも及ぶもので、2018年のアッタープー県で発生したダムの決壊事故による建設基準等の見直しも含め、ラオス政府の力の入れようが伺われます。

ガイドラインでは、水力発電事業の実施事業者の選定から始まり、最終的に政府へ事業引き渡しまでのプロセスにおいて、その手順と課題について、26項目を定めています。

【標準手続き 26 項目】

1	事業開発者およびプロジェクト主体の審査（ラオス政府による入札は除く）
2	MOU の精査および承認
3	第 1 次事業実現可能性調査報告書の承認
4	社会・自然環境影響調査報告書(方法書)の承認
5	社会・自然環境影響評価の対象エリアおよびアセス項目の設定に関する詳細な報告書の承認
6	MOU の期限延長について
7	MOU の解除について
8	事業開発契約書の精査および承認
9	技術・財政面における事業実施可能性調査報告書の承認
10	社会・自然環境影響評価報告書（評価書）の承認
11	国内電気料金に関する MOU の締結（電力購入者：ラオス電力公社（EDL））
12	海外送電事業における電気料金に関する MOU の締結（電力購入者：外国の企業）
13	ダム建設設計図の承認
14	社会および自然環境開発に関する別添資料の承認
15	事業開発契約期限延長について
16	会社設立契約書締結
17	コンセッション契約精査および承認
18	国内電力売買契約書締結
19	海外送電事業における電力売買契約締結
20	輸入材料リストの補正
21	外国人労働者受け入れ承認（クォーター制）
22	貯水量に関する承認
23	建設工事の監督と検査
24	事業の実施状況および管理について
25	コンセッション契約の修正について
26	政府への事業譲渡について

第7章 ラオスにおける保険業法の改正について

1. 経緯

保険業法（Law on Insurance）は、1990年に制定され、その後2011年に改正されています。今回の改正は、2019年11月29日付けで発行、2020年3月30日に官報に掲載、15日後に施行されています。保険業は、財務省の国営企業および保険業管理・開発局（Department of State-Owned Enterprises Management and Development and Insurance（以下、「DSI」）の管轄下にあります。保険業に関する事業許可証（ライセンス）は、企業登録後に、DSIより発行されます。今回の改正において、重要な改正点および新たに設けられた規定を中心に解説いたします。なお、既存の保険会社においては、施行日から3年間の完全移行猶予期間が設けられています。

2. 改正点

（1）保険業の定義

改正前は、保険会社と再保険会社が別個に定義されていましたが、改正後は、保険会社および再保険会社が一括りで定義されています。会社の形態は、公開会社および株式会社（一人株主会社は除く）のみと規定されており、個人が保険業を行うことはできません。また、金融機関の一形態であることが明記されましたが、管轄省庁は、財務省となります。

（2）登録資本金

改正前は、保険会社の登録資本金は、160億キープ、再保険会社の登録資本金の規定はなく、保険の種類による登録資本金の設定もありませんでした。改正後は、以下のとおり、保険会社と再保険会社の登録資本金がそれぞれ規定されています。なお、一つの会社で損害保険と生命保険の両方を取り扱うことはできません。

<保険会社>

損害保険：300億キープ（約3億6千万円）

生命保険：300億キープ

<再保険会社>

損害保険：600億キープ（約7億2千万円）

生命保険：600億キープ

（3）代理店・仲介業

代理店、仲介業について、ラオスも世界一般的な解釈と同様であり、保険代理店は保険会社の営業代行として個人や法人に保険を販売することを業務内容としており、仲介業は、保険に加入したい個人、法人のために、保険会社や保険会社の商品を紹介することが任務となっており、法人（個人は不可）を設立する必要があります。代理店は、法人を設立する必要はありませんが、以下の点について留意する必要があります。

- ・保険会社が財務省へ代理店リストを提出し登録手続きを行い、代理店の許可証の発給を受ける。
- ・許可証は1年ごとに更新する必要がある。
- ・保険業法および関連する法令違反を理由に、更新が認められなかった場合、2年間の活動停止となる

なお、原則、複数の保険会社の代理店になることができません。しかしながら、2020年7月3日付の財務省からの通知により、金融機関（商業銀行、マイクロファイナンス、リース業）を限定として、複数の保険会社の代理店になることが可能となっています。

3. 新規規定

主に、会社の解散・清算に関して新たに規定されていますが、会社法の規定に準じています。

(1) 保有株の変更（第43条）

保険会社および再保険会社において、保有株の変更があり、株主に総株式の5%を超えて株を所有させる場合、財務省と協議する必要があります。

(2) 合併（第44条）

会社法（第164条）に従い、ほかの会社と合併することが可能です。合併後の保険会社が、保険業法で規定する条件を満たしている場合、財務省は合併を認めると規定しています。

(3) 解散（第52条）

以下の場合、事業解散となると規定されています。

- ・株主総会の決定
- ・法律違反および状況の改善がみられない場合
- ・企業登録情報を捏造していた場合
- ・最初の3年間、5年事業計画に従って活動ができず、かつ3年間赤字が続いた場合
- ・会社法等の事業解散規定が適用された場合

(4) 破産（第53条）

財務省は、保険会社および再保険会社が経営困難となり、再生不可能と判断した場合、裁判所に対して破産命令を発出するよう申し立てる権利があります。

(5) 清算（第54条および55条）

解散または裁判所より破産命令を受けた後、財務省が清算人を選任します。清算人は、財務省および官民間連組織より選任された個人で構成されます。自己破産により自力で債務の弁済手続きなど可能な会社は、財務省より清算手続きが委任されます。

第8章 ラオスにおける警備業について

1. 新首相令の背景

現在、ビエンチャン市内には、数社の警備会社がありますが、配属された警備員の問題行動（遅刻、窃盗、怠慢など）が生じるような事例が問題となっています。警備業は、その業務の性質上、治安維持省およびラオス人民革命党の指導の下、業務を行う必要があるため、実務上、外国人の参入が困難である分野であると認識されていました。そのような状況の中、2020年3月2日付で「警備業に関する首相令（Decision on Security Enterprise）（以下、「本首相令」）」が発行され、同年5月に施行されています。その内容を確認する限り、外資規制は引き続き存在するものの、外国人の参入も可能であることが明文化され、規制が緩和されています。その背景は、冒頭述べたとおり、外資を活用したラオス国内の警備業のサービスレベルの向上、改善を実現するための政策だと思われます。

2. 法律上の定義規定

本首相令第2条によれば、警備業とは、「ネガティブ事業⁸リスト内の業種に該当し、個人、法人および組織に対して、安全、治安、規律に関するサービスを提供することを任務として設立された法人」と定義されています。ネガティブリスト内の事業ですが、外国人の投資が完全に禁止されているわけではなく、登録資本金や会社の形態など、投資条件が規定されています。管轄機関は、治安維持省となります。

3. 登録資本、外資規制およびその他制限

本首相令第7条によれば、警備業について最低資本金および外資規制が次のとおり、明示されています。

- (1) 最低登録資本金は、10億キープ（約1,300万円）以上で、保証金として、5億キープ以上を銀行へ預ける必要があると規定されています。
- (2) 外国人は、最大49%までしか株式を保有することができないと明示されています。
- (3) 会社名は、「Security (ຮັກສາຄວາມປອດໄພ)」で終わる必要があります（例：ABC Security Service Co., Ltd.）
- (4) ラオス国籍の者が必ず代表者である必要があります。
- (5) 外国人の場合、個人での会社設立は求められません。
- (6) 外国人との合弁会社の場合、外国人投資家（株主）は、ラオス以外の国において、10年以上の警備関連の経験が必要です。
- (7) ラオスの治安維持当局が株主ではない場合、企業登録を行う県の治安維持局に常任している主任を顧問とする必要があります。

⁸ ネガティブ事業リストとは、国家の安定性、社会秩序、国の伝統慣習、社会および自然環境へ影響を与えるビジネス業種の中で経済と社会の開発バランスを確保するために、関連当局による審査が必要となる事業を意味します。ネガティブリスト該当事業は、投資が禁止されている事業というわけではなく、各事業において登録資本金や会社の形態など、投資条件が別途規定されているため、ネガティブリスト該当事業に参入する投資家は、事前に各種関連法令を精査し、慎重に当局確認を行う必要があります。

- (8) 会社設立後、すぐに事業活動を開始、6カ月以内に、無線の基地局を設置する必要があります。
- (9) 会社設立後1年後には、顧客との契約件数が5件以上、スタッフの数は最低20人以上、3年後には100人以上雇用する必要があります。

なお、同首相令に違反した場合、管轄当局から許可なく事業を行った場合など、最大7,000万キープ(約75万円)の罰金が科せられる場合もありますので、ご注意ください(本首相令第70条)。

4. 事業許可証の取得について⁹

上記3で述べた条件を満たした上で、以下の書類を揃えて、事業許可証(License to Operate a Security Enterprise)を治安維持省から取得する必要があります。有効期限は36カ月となっており、条件を満たせば、更新することも可能です。

1. ラオス人の場合、村、郡、県の治安維持機関で公証済みの(マネージング・ダイレクター、株主等)の経歴書
2. 外国人の場合、その国の公証役場または大使館で公証済みの経歴書
3. (マネージング・ダイレクター、株主等)過去3カ月以内に発行した犯罪経歴証明証
4. ラオス人の場合、ファミリーブックおよびIDカード。外国人の場合パスポートの写し。
5. 定款(警備業の書式)
6. 合弁契約書(合弁会社の場合)
7. 会社事務所がある土地や建物の所有に関する書類、事務所の地図
8. 株主名簿、取締役名簿、外国人の場合は、ビジネスビザ、労働ビザ等のビザのコピー
9. 銀行口座残高証明証
10. 3カ月以内に撮影した写真(4×6 cm)3枚

⁹ 詳細は、<http://www.bned.moic.gov.la/en/formalities/611> をご参照ください。

第9章 ラオスにおける農薬の登録について

1. 背景

2016年頃にラオス政府は、土壌汚染等の問題に鑑み、ラオス北部にある中国資本のバナナ農園に対して、作付けを禁止する通知を出しています。その後、ラオス調査によって、過度な化学物質の使用や周辺住民への健康被害が明らかになっています。そのような状況をふまえて、環境保全や地域住民の観点から、農林局は、農薬の製造・輸入時の事前登録を義務付けることで、輸入農薬の品質や安全性を確保しようとしており、徐々に化学品や農薬輸入や使用に関する制限や規制を拡充しています。

2. 法令と管轄

農薬に関しては、以下の法令規定が存在しています。特に農薬の登録に関しては、(3)に規定されています。

- (1) 2016年11月10日付「化学物質管理法 No07」(Law on Chemical Management)
- (2) 2016年11月15日付「植物の保護と検疫法 No13」(Law on Plant Protection and Quarantine)
- (3) 2017年8月24日付「農薬管理に関する首相令 No258」(Decree on Pesticide Management) (以下、「本首相令」)

なお、農薬の登録に関する管轄省庁は、農林省農業局 (Ministry of Agriculture and Forestry, Department of Agriculture (以下、「DOA」)) となっています。

3. 農薬登録の要件

農薬を登録する者は、以下の要件を満たす必要があります。本首相令第17条に次のとおり、規定されています。

- (1) ラオス国内において、農薬の製造、農薬の輸入・販売に必要な事業許可証を取得済みであること
- (2) 輸出国(製造国)において農薬が登録済みであること
- (3) 農薬をラオスへ輸入販売することを許可する輸出国(製造国)の農薬製造者からの委任状があること
- (4) 農薬の有効性、特性および安全性を評価する報告書があること
- (5) 試験室および実際に使用する現地フィールドにおいて、品質と有効性の試験実施計画があること
- (6) 農薬サンプルおよび商品サンプルがあること

ただし、毒性の強い農薬を登録する者は、農林省が別途規定する要件を満たす必要があります。DOAへのヒアリングによれば、具体的な要件については、リクエストレターをDOA宛に提出すれば、回答可能とのことでした。

4. 登録に必要な書類

本首相令第 18 条および申請書において、以下の必要資料が記載されています。

- (1) DOA 所定の申請書 (別添)
- (2) 企業登録証、農薬の製造または輸入・販売に必要な事業許可証
- (3) 製造国発行の農薬登録証明書
- (4) 製造国発行の農薬成分証明書
- (5) 農薬の有効性、特性および安全性を評価する報告書
- (6) 実際に使用する現地フィールドにおける品質と有効性の試験実施計画書
- (7) 農薬をラオスへ輸入販売することを許可する輸出国の農薬製造者からの委任状
- (8) 申請書類提出者の ID カードおよび委任状 (申請者と異なる場合)
- (9) 農林省が必要とするその他の書類 (別添申請書にも記載有)

5. 仮農薬登録証明書の発行について

本首相令第 19 条によれば、上記 4. の必要書類一式を DOA へ提出し、すべての書類が揃ってから 15 営業日以内に、初めて製造される農薬、初めて輸入される農薬、薬効の試験段階にある農薬に対して、仮登録証明書が DOA より発行されます。なお、仮登録証明書は、1 年間有効で、更新も可能です。DOA によると、現在、中国からの農薬の輸入が増えているようですが、実務的には、必要書類がすべて揃っていれば、15 営業日はかからない場合もあるとのこと。

6. 農薬の試験

本首相令第 20 条によれば、農薬の試験には、現地フィールドでの試験と農林省の許可を得た施設において行う試験があります。試験が完了後、試験結果証明書が発行されます。証明書の有効期間は、3 年間です。試験にかかる費用は、すべて申請者が負担することになります。

7. 完全な登録証明書の発行

本首相令第 21 条によれば、農薬の試験が完了し、上記 3. の要件を満たし、かつ、仮農薬登録証明書の所持者は、完全な農薬登録証明書の発行申請が可能です。申請書を DOA に提出後、DOA は、30 営業日以内に審査し、完全な農薬登録証明書を発行します。有効期限は 3 年間で、以降 3 年ごとに更新が可能です。

8. 登録が免除される農薬について

以下の農薬については、ラオス国内の登録が免除されます。首相令第 16 条に記載されています。

- (1) 一時的にラオスに輸入されて (経由)、再輸出される場合、または国内外の投資間の契約に基づき、製造用にラオスに輸入されて、輸出される農薬
- (2) 販売目的でない、人間、動物、環境に安全な生物性農薬 (Biological pesticide)

9. 登録が重複する場合について

本首相令第 22 条によれば、既にラオスで登録済みの農薬を別の申請者が登録を希望する場合、先に登録した者から文書にて合意を得る必要があります。

図 1 農林省農業局所定の農薬登録申請書（1 枚目）

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ຊື່ບໍລິສັດ ເລກທີ No...../...
Name Company/ Organization ວັນທີ (Date)

ໃບຄຳຮ້ອງ
Application Form

ຮຽນ: ທ່ານ ຫົວໜ້າກົມປູກຝັງ / To: Director General of Department of Agriculture
ເລື່ອງ: ຂໍຂຶ້ນທະບຽນຢາປາບສັດຕູພືດ ເພື່ອຮັບໃຊ້ການຜະລິດກະສິກຳ / Subject: Apply for pesticide registration

ຂ້າພະເຈົ້າຊື່ (Mr/Ms) :, ອາຍຸ (Age):..... ປີ, ສັນຊາດ (Nationality):.....
ມາຈາກບໍລິສັດ(Company/Organization) :.....
ທີ່ຢູ່ຂອງບໍລິສັດ (Address):.....ເມືອງ (District):ແຂວງ (Province):
ໂທລະສັບ (Telephone) :ແຟັກ (Fax) :ມືຖື (Mobile):
ອີເມວ (E-mail) :

ລາຍລະອຽດ ກ່ຽວກັບຢາປາບສັດຕູພືດ/ຜະລິດຕະພັນຢາປາບສັດຕູພືດ	
ຊື່ສາມເຄມີ (Common Name)	
ຊື່ການຄ້າ (Trade Name)	
ສານອອກລິດ ແລະ ເປີເຊັນອອກລິດ (Active ingredient and (%)	
ລັກສະນະການບັນຈຸ (Kind of Packaging)	
ຊະນິດ (Formulation type)	
ຂະໜາດການບັນຈຸ (Net Weight)	
ປະເພດການນຳໃຊ້ (Type of Use)	
ນຳໃຊ້ກັບພືດຊະນິດໃດ (Target of crop)	

ລະດັບຄວາມເປັນພິດຂອງສານເຄມີ(ຈັດລະດັບຂອງ WHO)ໃຫ້ໝາຍ(✓) Classification of Pesticide by hazard (of WHO)

<input type="checkbox"/> ຄວາມອັນຕະລາຍຮ້າຍແຮງຫລາຍ (WHO Ia)	<input type="checkbox"/> ຄວາມອັນຕະລາຍໜ້ອຍ (WHO III)
<input type="checkbox"/> ຄວາມອັນຕະລາຍຮ້າຍແຮງ (WHO Ib)	<input type="checkbox"/> ບໍ່ປະກົດມີພິດກະທັນຫັນ (U)
<input type="checkbox"/> ຄວາມອັນຕະລາຍປານກາງ (WHO II)	<input type="checkbox"/> ອື່ນໆ (etc)

ກຸ່ມຂອງຢາປາບສັດຕູພືດ (ໃຫ້ໝາຍ✓ໃນຕ້ອງທີ່ເໝາະສົມ) (Please tick in appropriated box)

ຢາກຳຈັດແມງໄມ້ (Insecticide) <input type="checkbox"/>	ຢາກຳຈັດໜູ (Rodenticide) <input type="checkbox"/>	ຢາຄວບຄຸມການຈະເລີນເຕີບໂຕຂອງພືດ (Plant Growth regulators) <input type="checkbox"/>
ຢາກຳຈັດເຊື້ອລາ (Fungicide) <input type="checkbox"/>	ຢາກຳຈັດເຊື້ອແບກທີເຣຍ (Bactericide) <input type="checkbox"/>	
ຢາກຳຈັດເຫົາ (Algicide) <input type="checkbox"/>	ຢາກຳຈັດເຊື້ອຈຸລິນຊີ (Biocide) <input type="checkbox"/>	ຢາຄວບຄຸມການຈະເລີນເຕີບໂຕຂອງແມງໄມ້(Insect growth regulator) <input type="checkbox"/>
ຢາກຳຈັດໄຂ່ແມງໄມ້ (Ovicide) <input type="checkbox"/>	ຢາຕ້ານເຊື້ອພະຍາດ (Antibiotic) <input type="checkbox"/>	ຢາໄລ່ແມງໄມ້ (Insect repellent) <input type="checkbox"/>
ຢາກຳຈັດຫອຍ (Molluscicide) <input type="checkbox"/>	ຢາກຳຈັດຂີ້ກະເດືອນຝ່ອຍ (Nematicide) <input type="checkbox"/>	ອື່ນໆ etc.... <input type="checkbox"/>
ຢາກຳຈັດໄຮ(Acaricide) <input type="checkbox"/>	ຢາເຮັດໃຫ້ເປັນໝັນ (Chemosterilant) <input type="checkbox"/>	
ຢາກຳຈັດຫຍ້າ (Herbicide) <input type="checkbox"/>	ຢາຮົມ (Fumigant) <input type="checkbox"/>	

图2 農林省農業局所定の農薬登録申請書（2枚目）

ຂໍ້ມູນກ່ຽວກັບຜະລິດ ແລະ ຜູ້ສະໜອງ

ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງ ບໍລິສັດທີ່ຜະລິດ (Address of manufacturer)	
ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງ ບໍລິສັດທີ່ສົ່ງອອກ (Address of Exported Company)	
ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງບໍລິສັດທີ່ນຳເຂົ້າມາ ສປປ ລາວ (Address of Imported Company)	
ຄາດຄະເນປະລິມານການນຳເຂົ້າ(ເປີ)	
ຈຳນວນຄັ້ງໃນການນຳເຂົ້າຕໍ່ປີ	
ຈຸດປະສົງຂອງການນຳເຂົ້າ (ມານຳໃຊ້ / ມາຈຳໜ່າຍ)	

ເອກະສານທີ່ຕ້ອງປະກອບມາເພື່ອຂໍຮັບບັນຍາຍຢາປາບສັດຕູພືດ (Documents required for registration):

1. ໃບທະບຽນຢາປາບສັດຕູພືດ ຈາກປະເທດຕົ້ນກຳເນີດ (Certificate of pesticide registration from original country)
2. ໃບຢັ້ງຢືນຜົນການວິໄຈສ່ວນປະກອບ ຂອງຢາຈາກປະເທດຕົ້ນກຳເນີດ (Formulation analysis Certificate)
3. ໃບມອບສິດໃຫ້ຈັດທະບຽນ ແລະ ເປັນຕົວແທນຈຳໜ່າຍ (Authorization letter for representative of manufacturer)
4. ລາຍລະອຽດກ່ຽວກັບຜະລິດຕະພັນເປັນພາສາລາວ (Product detail in Lao language - Catalogue)
5. ສຳເນົາໃບອະນຸຍາດດຳເນີນທຸລະກິດ ຈາກ ຂະແໜງກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້ (Copy of Agriculture business license from agriculture and Forestry section)
6. ສຳເນົາໃບອະນຸຍາດດຳເນີນທຸລະກິດ ຈາກ ຂະແໜງການຄ້າ (A copy of business of trade license)
7. ຕົວຢ່າງຢາປາບສັດຕູພືດ (Sample of product)
8. ສຳເນົາບັດປະຈຳຕົວ (ບັດປະຊາຊົນ ຫຼື ຫັງສືຜ່ານແດນ) (Copy of ID or passport)
9. ແຜນການທົດສອບປະສິດທິພາບ ແລະ ຜົນຕົກຄ້າງຈາກພາກສະໜາມ ໃນ ສປປລາວ(Testing plan of pesticide use on the efficiency and residue from the field in lao PDR)
10. ບໍລິສັດຕ້ອງໄດ້ຜ່ານແຜນການນຳເຂົ້າຈາກພະແນກກະສິກຳແລະປ່າໄມ້ແຂວງ.
11. ການຍິ່ງຍິນຂອງຂະແໜງປູກຝັງແຂວງ ກ່ຽວກັບ ການເຄື່ອນໄຫວຂອງບໍລິສັດ.
12. ຂໍ້ມູນກ່ຽວກັບ (Data sheet on):

- ຂໍ້ມູນດ້ານວັດຖຸ-ທາງເຄມີ (Physico-Chemical Data)
- ຂໍ້ມູນທາງດ້ານພຶດຕິທະນາ (Toxicological Data)
- ຂໍ້ມູນຊີວະພາບ ປະສິດທິພາບ (Bio-efficacy Data)
- ຂໍ້ມູນສານຕົກຄ້າງ (Residue Data)
- ຄວາມສ່ຽງຕໍ່ສຸຂະພາບຄົນ ແລະ ສິ່ງແວດລ້ອມ (Human Health Exposure/Environmental Fate & Effects Data)
- ສະຫຼາກ/ການຫຸ້ມຫໍ່ / ການເກັບຮັກສາ (Labeling/Packaging/Storage)
- ຂໍ້ມູນເພີ່ມເຕີມອື່ນໆ ຖ້າມີ (Additional information, if available)

ໝາຍເຫດ: ເອກະສານລາຍລະອຽດກ່ຽວກັບຜະລິດຕະພັນ ເປັນພາສາຕ່າງປະເທດ ຕ້ອງແປເປັນພາສາລາວ ແລະ ຈຳກັບຢັ້ງຢືນການແປໂດຍບໍລິສັດ ທີ່ໄດ້ຮັບອະນຸຍາດຈາກກະຊວງຖະແຫຼງຂ່າວແລະ ວັດທະນະທຳ ແລະ ໄດ້ຮັບການຂຶ້ນທະບຽນທຸລະກິດ ຈາກກະຊວງ ອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ(ຍົກເວັ້ນພາສາໄທ ແລະ ພາສາອັງກິດ) .

ຂ້າພະເຈົ້າຂໍຢັ້ງຢືນວ່າຂໍ້ມູນທີ່ປະກອບຂ້າງເທິງນີ້ຖືກຕ້ອງ ແລະ ເຫັນດີປະຕິບັດຕາມຕ້ອນໄຂໃນການສະເໜີຂໍຂຶ້ນທະບຽນ ຕາມລະບຽບ ການ ວ່າດ້ວຍການຄຸ້ມຄອງຢາປາບສັດຕູພືດທຸກປະການ/ I declare that information given above are corrected and agree to comply with Regulation on the control of Pesticide

ຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງ (Applicant)